

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

—2022年 さつき号—



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に打
ち込める社会を目指します

〒101-0022

東京都千代田区神田練馬町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

短時間労働者に対する社会保険適用拡大

以前もお知らせしたとおり、**短時間労働者**への社会保険の**適用**が、今年の**10月から被保険者総数が常時100人を超える事業所に拡大**されます。適用拡大の対象者は、以下の①～④すべての条件を満たす人です。

- ①週の所定労働時間が20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上
- ③2か月を超える雇用の見込みがある
- ④学生ではない

なお、③の「**2か月を超える雇用の見込み**」については、実態で判断されますので留意が必要です。具体的には、

・最初の雇用期間が2か月以内の場合であっても、
ア) 就業規則、雇用契約書等において、その契約が「更新」又は「更新する場合があります」旨が明示されている場合

イ) 同一の事業所において、同様の雇用契約に基づき雇用されている者が更新等により最初の雇用契約の期間を超えて雇用された実績がある場合

は、**最初の雇用期間から適用対象**となります。

・ただし、上記ア) イ) のいずれかに該当するときでも労使双方により、最初の雇用契約の期間を超えて雇用しないことにつき合意しているときは、「2か月を超える雇用の見込み」がないものとして取り扱われます。

・事業所調査で、事後的にア) イ) のいずれかに該当するケースが判明した場合には、最初の契約に遡って適用するよう指導されます。

2024年10月には、被保険者総数常時50人超の事業所に適用拡大が予定されています。

年金受給開始時期の繰下げ上限75歳に

今年4月から老齢年金の繰下げ受給の**上限年齢が75歳に引き上げ**られています。

老齢年金を66歳以後に受給開始(繰下げ)する場合、年金額は65歳から繰り下げた月数によって増額(1月

あたり0.7%増額)します。令和4年4月から繰下げの上限年齢が70歳から75歳に引き上げられ、年金の受給開始時期を75歳まで自由に選択できるようになりました。対象となる方は昭和27年4月2日以降生まれの方です。

在職中の年金受給の在り方の見直し

①在職定時改定の導入

これまで、65歳以降も厚生年金の被保険者として働き続けても、年金額は退職時又は70歳到達時まで改定されませんでした。高齢期の就労継続を早期に年金額に反映するため、令和4年4月から、65歳以上の者については、在職中であっても**年金額を毎年1回、10月分から改定**する制度が導入されます。

②60～64歳の在職老齢年金制度の見直し

老齢厚生年金の受給者が、働いていて厚生年金の被保険者の場合、年金の月額と賃金(総報酬月額相当額)の合計額が一定の基準を超えたとき、年金の全部または一部が支給停止されています(在職老齢年金制度)。令和4年4月から60～64歳の在職老齢年金について、年金の**支給停止基準の見直し**が行われ、65歳以上の在職老齢年金と同じ基準に**緩和**されています(合計額28万円超で支給停止→**合計額47万円超で支給停止**)。

弊所の体制について

弊所では新型コロナウイルス感染対策として、**職員のシフトを見直し対応**しております。引き続き、ご相談やお問合せはメールまたは家村携帯**09035225025**までお願いします。ZoomやWebex等にも対応しております。

電子申請

なら



弊所にお任せください。